

堺市移動図書館広告募集要領

平成25年1月

堺市

目 次

堺市移動図書館広告募集要領

ページ

1	目的	1
2	申込者の資格要件	1
3	広告を募集する車両	1
4	広告の掲載期間	1～2
5	掲載位置、広告の大きさ、広告掲載料	2
6	広告の掲載方法	2
7	申込方法	2～4
8	広告の掲載基準等	4
9	広告掲載の決定から契約締結に至るまで	4～5
10	広告掲載の決定の取消し	5
11	費用負担	5
12	原状回復	5
13	広告内容の変更手続き	6
14	広告主の責任	6
	堺市移動図書館広告のイメージ図	7
	移動図書館駐車場所一覧、移動図書館	8
	移動図書館サービス網	9
	移動図書館巡回日程表	10
	堺市広告掲載要綱	11～12
	堺市広告掲載基準	13～16

堺市移動図書館広告募集要領

1 目的

この募集要領は、中央図書館が管理する移動図書館（以下、「移動図書館」という。）に、広告を有料で掲載することに関して、堺市広告掲載要綱（以下、「要綱」という。）及び堺市広告掲載基準（以下、「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めたものです。移動図書館への広告掲載を申込みされる方（以下、「申込者」という。）は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

2 申込者の資格要件

- (1) 市内に事業所、店舗等を有する個人、法人で引き続き 1 年以上営業を行っており、その業務内容が明確な者

※この募集は、自ら直接行う事業の広告を募集するものです。

- (2) 次に該当する方は、申込みすることができません。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者

イ 国税又は市税の滞納がある者

※国税とは法人税、所得税、消費税又は地方消費税のことをいいます。

※本市が課している市税には市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、入湯税があります。

ウ 本市の入札に関して参加停止等の処分を受けている者

エ 個人又は法人の役員が、暴力団員若しくは暴力団関係者である場合又は暴力団員若しくは暴力団関係者が経営に事実上参加していると認められる場合

3 広告を募集する車両

車種	車体の色	募集台数	年間走行距離	年間走行日数
3.0t 貨物改造車	白	1 台	約 5,679 k m	約 2 3 9 日

※年間走行距離・走行日数は平成 2 3 年度実績です。記載の数値を必ずしも保証するものではありません。（車検等による整備・修理のため、年間走行距離・走行日数が少なくなる場合があります。）

※車両は、いずれも堺市立中央図書館を起点として、計画に基づいた巡回ルートを走行します。（P 8 ～ P 1 0 参照）

4 広告の掲載期間

平成 2 5 年 2 月 1 日（広告掲載日）から平成 2 6 年 1 月 3 1 日までの 1 年間（申込みがない場合は、

短期のイベント開催等、協議により1年未満の期間とすることができます。)

※広告の掲載開始日は、月の初日とします。ただし、月の初日が図書館休館日等の場合は直後の開館日とします。

※広告の掲載終了日は、月の最終日とします。ただし、最終日が図書館休館日等の場合は直前の開館日とします。

※特別の理由により掲載期間が1年未満となる場合は、月の途中を掲載開始日又は掲載終了日とすることができます。

5 掲載位置、広告の大きさ、広告取扱最低額等

掲載位置 (P7参照)	枚数	広告の大きさ(最大寸法)		有料広告の 文字の大きさ	広告取扱最低額
		縦(cm以内)	横(cm以内)		
片側窓ガラス	2枚	38	109	44ポイント以上	37,800円 (3,150円/月×12月)
後部窓ガラス	1枚	63	98	50ポイント以上	

※広告の右上に「有料広告」の表示をお願いします。

※広告掲載料は、最低額(37,800円)以上とし、申込みが多数の場合は最高額を提示した者になります。

※申込受付後の随時募集については、3,780円/月(消費税込み)で、1か月未満となる場合でも1か月分の広告掲載料がかかります。

※広告掲載料は一括で全額納付していただきます。全額納付されるまで、広告掲載は行いません。

(2) 広告掲載料の不還付

納入された広告掲載料は還付しません。ただし、広告掲載の決定を受けた者(以下、「広告主」という。)の責めに帰することができない理由により、広告掲載の開始又は継続ができない場合は除きます。

6 広告の掲載方法

- (1) 広告の移動図書館への掲載は、取りはずしが可能なシートを、窓ガラスの内側または外側から貼り付ける方法とします。
- (2) 広告の掲載及び撤去は、移動図書館の使用に支障が生じないよう中央図書館と協議のうえ、作業日時を決定するものとします。
- (3) シートは、広告主がその負担により製作し、指定する日までに貼付していただきます。

7 申込方法

申込者は、堺市移動図書館広告掲載申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印(実印)し、受

付場所まで直接持参のうえ、提出してください。

郵送、ファックス、電子メールによる提出は受け付けません。

受付期間等は次のとおり。

(1) 受付期間及び受付時間

受 付 期 間	受 付 時 間
平成24年12月8日（土）から 平成24年12月27日（木）まで （ただし、12月10日・17日を除く） なお、受付期間終了後も、申込みがない場合は、随時、受け付けます。	午前9時00分から 午後5時30分まで

(2) 受付場所、お問い合わせ先

堺市堺区大仙中町18-1

堺市立中央図書館 総務課 企画情報係

TEL：072-244-3811

(3) 提出書類

ア 堺市移動図書館広告掲載申込書（以下、様式は別添又は堺市ホームページよりダウンロード可。）

イ 申込者の事業（会社）概要【会社のパンフレットでも結構です。形式は問いませんが、会社名、創業年月日、所在地（本社、本店、市内の事業所、店舗等）、業務内容、従業員数は必須です。（補記可。）】

ウ 市内の事業所、店舗等の所在図

エ 住民票又は登記事項証明書（書類提出時点で発行後3か月以内のものに限ります。）

（ア）個人の場合：住民票

（イ）法人の場合：履歴事項証明書（全部）又は商業登記簿謄本

オ 印鑑登録証明書（書類提出時点で発行後3か月以内のものに限ります。）

カ 国税の納税証明書（書類提出時点で発行後1か月以内のものに限ります。）

（ア）個人の場合：納税証明書その3の2

（イ）法人の場合：納税証明書その3の3

キ 誓約書

ク 広告原稿案【カラー・A3サイズにおさまるよう縮小したもの】

(4) 留意事項

ア 申込者が法人であって、登記事項証明書に複数の代表者が記載されているときは、申込みに係る権限を有する者を堺市移動図書館広告掲載申込書の申込者欄に記入してください。

イ 国税の納税証明書の交付請求手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/index.htm>）から閲覧する場合は、次の順にクリックし

て手続きをしてください。

「申告・納税手続」⇒「納税手続及び納税証明書関係」⇒「〔手続名称〕納税証明書の交付請求手続」

ウ 国税の納税証明書の交付請求の際は、必ず個人の場合は「その３の２」、法人の場合は「その３の３」を請求してください。（「その３」は不可。）**なお、法人税、所得税、消費税又は地方消費税を分納している場合は、納税証明書は交付されないため、申込者としての資格要件を満たさなくなりますので、ご注意ください。**

エ 提出書類の返却は、行いません。

オ 申込者に関する情報については、一切回答することができませんのでご了承ください。

(5) 個人情報の扱い

提出書類に記載の個人情報は、広告掲載の決定及び契約締結事務に使用するものとし、正当な理由なく他に知らせ、又は他の目的のためには使用しません。ただし、申込者の資格要件の確認のため、警察当局への照会には使用します。

8 広告の掲載基準等

要綱及び基準（本募集要領に別添していますので参照ください。）に定めるもののほか、次に該当するものは掲載しません。広告掲載中に該当することが判明したときも同様とします。

- (1) 文字やデザインが、過密、過小又は色あせ等のため、通行人や他の車両搭乗者が読むことができないもの
- (2) シートの貼り付きが悪く、落下するおそれのあるもの
- (3) 広告主の名称及び固定電話の番号が明記されていないもの

9 広告掲載の決定から契約締結に至るまで

(1) 決定方法等

ア 本市で申込者からの提出書類の受付を行い、提出書類の内容が要綱、基準及び本募集要領（以下、「要綱等」という。）に適合しているかどうかの審査を行います。

イ 提出書類が要綱等に適合していない場合であって修正可能であるときは、申込者において修正していただき、審査を行います。

ウ 後日、堺市移動図書館広告掲載決定通知書または堺市移動図書館広告非掲載決定通知書により申込者に審査の結果を通知します。なお、決定は広告掲載料提示の最高額とします。最高額が同額の場合は、くじで決定します。

※受付期間終了後に行う随時受付については、受付順に同様の方法で審査し、結果を通知します。

(2) 契約締結の手続き

ア 堺市移動図書館広告掲載決定通知書とあわせて堺市移動図書館広告掲載契約書を2部送付しますので、広告主は「乙」欄に記名押印し、平成25年1月18日(金)までに中央図書館総務課企画情報係へ提出してください。

イ 窓ガラスの外側から貼り付ける場合、広告主は速やかに堺市屋外広告物条例（平成7年条例第38号）の手続きを行い（窓ガラスの内側から貼り付けの場合は手続き不要）許可を受けた後「堺市屋外広告物許可通知書(写)」を提出してください。この場合の許可申請手数料は、広告主の負担とします。

ウ 後日、中央図書館より堺市移動図書館広告掲載契約書及び広告掲載料の納入通知書をお渡ししますので、平成25年1月31日(木)までに納付してください。

エ 広告主は、広告（シート）を製作し、指定する期日までに貼付して下さい。なお、貼付された広告内容が、広告掲載決定時の広告原稿案と異なる等修正が必要な場合は、広告主に広告の修正をしていただきます。

10 広告掲載の決定の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消します。

ア 本市の業務上やむを得ないと認めるとき

イ 指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき

ウ 要綱等に反すると認められるとき

エ 前各号に掲げるもののほか、特に広告掲載をすることが適当でないと判断したとき

(2) (1)のアからエに該当して取り消した場合であっても、広告の製作費用その他一切の費用について補償しません。

11 費用負担

(1) 天災、その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責めにおいて広告の破損等が生じた場合は、市が広告を現状に復し、又はその損害を賠償するものとします。（第三者により広告が盗難された場合、市は責めを負いません。）

(2) 広告の掲載・撤去等により、移動図書館にキズ等の損傷が生じた場合は、広告主にその修復費用を負担していただきます。

12 原状回復

広告主は、広告掲載期間が満了したとき、又は10の(1)により広告掲載の決定が取り消されたときは、速やかに広告を撤去し、移動図書館を現状に復していただきます。なお、広告主が速やかに広告を撤去しないときは、本市において移動図書館から広告を撤去します。

13 広告内容の変更手続き

- (1) 広告内容を変更しようとする広告主(以下、「申出者」という。)は、変更する広告の原稿案を添付して、堺市移動図書館広告内容変更申出書を提出してください。
- (2) 本市で変更する広告原稿案について要綱等に適合しているかどうか審査します。広告原稿案が要綱等に適合していない場合であって修正可能であるときは、申出者において修正していただき、審査を行います。
- (3) 審査の結果、広告原稿案が要綱等に適合していると認められ、変更が可能なときは、堺市移動図書館広告内容変更承認通知書を申出者に通知します。

14 広告主の責任

- (1) 広告主は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとします。
- (2) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決してください。本市は、第三者に対する損害については、いかなる理由があっても一切その責任を負いません。

堺市移動図書館広告のイメージ図



【片側窓ガラス】

シートの大きさ（最大寸法）

縦 38 c m 以内 × 横 109 c m 以内



停車中のイメージ
移動図書館駐車場所では、
本の貸出を行っています。



【後部窓ガラス】

シートの大きさ（最大寸法）

縦 63 c m 以内 × 横 98 c m 以内



停車中のイメージ

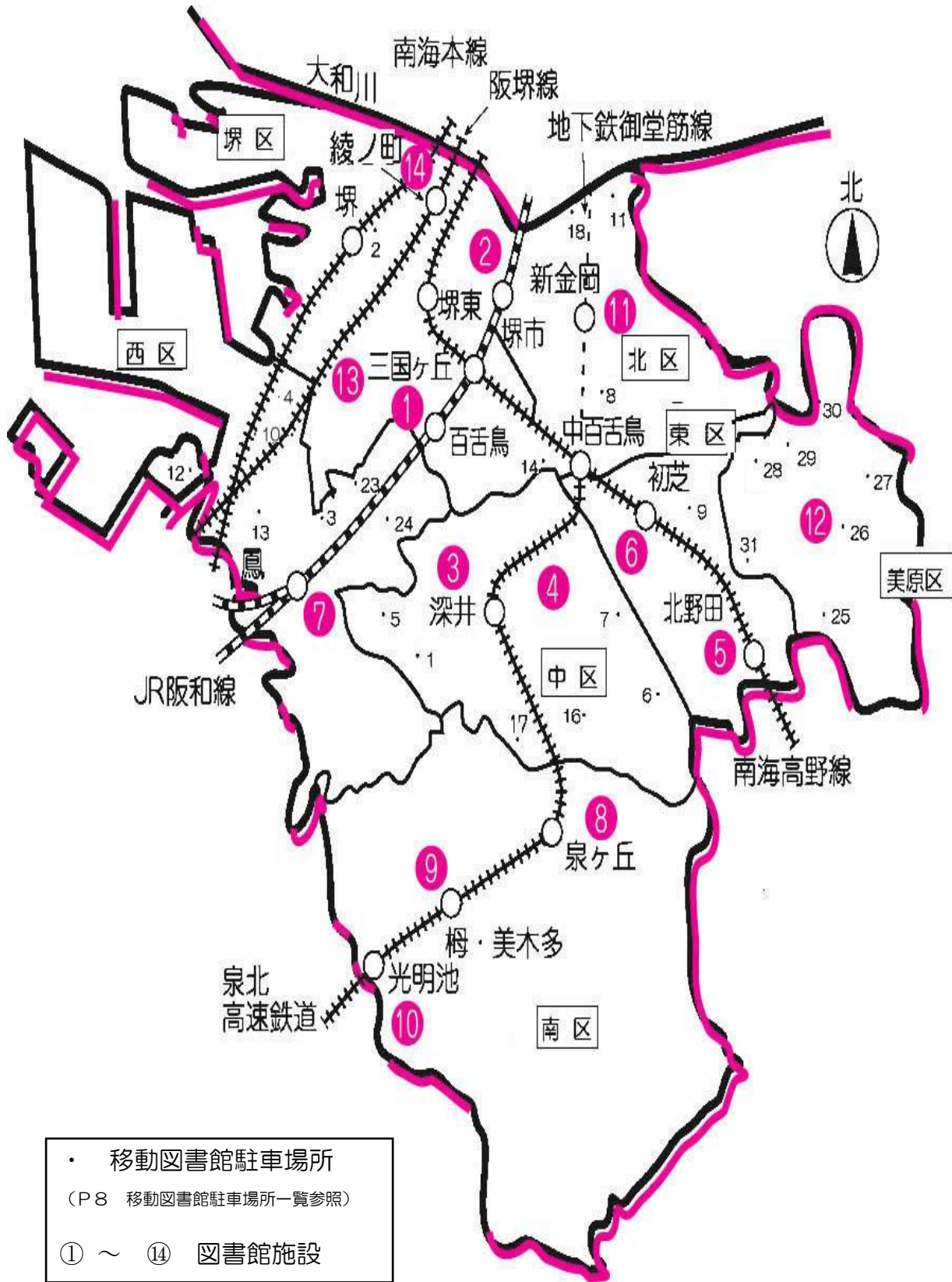
移動図書館駐車場所一覧

コース No.	地域サービス駐車場所	コース No.	地域サービス駐車場所
2	堺区戎島町 1 丁 (府営戎島住宅内)	8	北区金岡町 1415
1	中区八田南之町 162 (市立八田荘老人ホーム前)		(サンヴァリエ中百舌鳥集会所前)
5	中区八田寺町 291 (ガーデンハウス鈴の宮第一住宅)	11	北区北花田町 4 丁 (北花田第一公園)
6	中区陶器北 672 (東陶器公園)	14	北区中百舌鳥町 6 丁 (中百舌鳥公園団地内中央広場)
7	中区福田 1135 (福田地域会館内)	18	北区東浅香山町 3 丁 (府営浅香山住宅 8 棟北)
16	中区辻之 1236 (かやのき公園前)	25	美原区青南台 1 丁目 (木青会館前)
17	中区深阪 2443 (八石公園)	26	美原区平尾 2470 (上池公園)
9	東区日置荘北町 1 丁 (東初芝中央公園)	27	美原区さつき野西 1 丁目 (かいづか公園)
3	西区浜寺船尾町西 3 丁 (浜寺船尾会館内)	28	美原区小寺 12 (大池公園)
4	西区浜寺石津町中 4 丁 (石津太神社境内前)	29	美原区今井南橋北 (今井ちびっこ広場)
10	西区浜寺諏訪森町中 2 丁 (三光会館〈元・浜寺出張所〉)	30	美原区丹上 379 (丹上公園)
12	西区浜寺公園町 2 丁 (浜寺公園駅前)	31	美原区南余部西 1 丁目 (府営美原南余部住宅集会所前)
13	西区浜寺元町 5 丁 (地車車庫前)		
23	西区津久野町 3 丁 (津久野小学校正面玄関前)		
24	西区津久野町 1 丁 (サンヴァリエ津久野集会所前)		

移動図書館

名 称	車両購入年月日	車 種	乗員 定員	駐車 場所数	巡回周期	積載冊数
くすのき号	平成 12 年 2 月	三菱キャンター (3.0 t 貨物改造車)	3 人	26 ヲ所	約 2 週間	3,000 冊

移動図書館サービス網



移動図書館 巡回日程表

平成24年度前期

コース	駐車場所	曜日	駐車時間	出発時間 (往路所要時間)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	回数
01	市立八田荘老人ホーム前	火	10時20分～11時00分	9時45分(30分)	10	8	5	3	14	11	13
12	浜寺公園駅前		13時30分～14時30分	12時55分(25分)	24	22	19	17	28	25	
13	浜寺元町5丁・地車庫前		14時50分～15時50分					31			
03	浜寺船尾会館内	水	13時30分～14時30分	12時55分(30分)	11	9	6	4	1	5	12
04	石津太神社 境内前		14時50分～15時50分		25	23	20	18	15	19	
14	中百舌島公園団地内 中央広場	木	10時00分～11時30分	9時25分(35分)	12	10	7	5	2	6	12
23	津久野小学校 正面玄関前		15時00分～16時00分	14時30分(20分)	26	24	21	19	16	20	
24	サンヴァリエ津久野 集会所前	金	10時00分～11時00分	9時25分(30分)	13	11	8	6	3	7	12
11	北花田第一公園		13時30分～14時30分	12時55分(35分)	27	25	22	20	17	21	
18	府営 浅香山住宅8棟北		14時50分～15時50分								
10	浜寺三光会館(元・浜寺出張所)	土	10時00分～11時30分	9時25分(35分)	7	5	2	14	11	1	13
16	辻之・かやのき公園前		13時30分～14時10分	12時55分(30分)	21		16	28		15	
17	深阪・八石公園		14時30分～15時30分				30			29	
28	大池公園	水	13時30分～14時10分	12時40分(50分)	4	2	13	11	8	12	13
7	福田地域会館		14時40分～15時40分		18	16	27	25	29	26	
05	ガーデンハウス鈴の宮第一住宅	木	13時30分～14時30分	12時50分(30分)	5	3	14	12	9	13	13
06	東陶器公園		15時00分～15時50分		19		28	26	30	27	
25	木育会館前	金	13時30分～14時10分	12時40分(40分)	6	4	1	13	10	14	13
26	上池公園(平尾)		14時20分～15時00分		20		15	27	31	28	
27	かいづか公園(さつき野)		15時20分～16時10分				29				
29	今井地区公民館	土	13時10分～13時50分	12時20分(40分)	14	12	9	7	4	8	12
30	丹上公園		14時10分～15時00分		28	26	23	21	18	22	
31	府営美原南余部住宅集会所前		15時20分～16時10分								
02	府営 戎島住宅内	日	10時20分～11時00分	9時45分(30分)	8	6	10	8	5	2	13
08	サンヴァリエ中百舌島		13時30分～14時20分	12時55分(35分)	22	27	24	22	19	16	
09	東初芝中央公園		14時40分～15時40分							30	

ツアーオブジャパン堺ステージ 5月20日(日)(11:00～15:00)

堺シティマラソン 日程未定(例年は4月29日(日))

蔵書点検(予定)8月21日(火)、22日(水)

6カ月点検(予定)8月23日(木)

移動図書館 巡回日程表

平成24年度後期

コース	駐車場所	曜日	駐車時間	出発時間 (往路所要時間)	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数
01	市立八田荘老人ホーム前	火	10時20分～11時00分	9時45分(30分)	9	6	4	8	5	5	12
12	浜寺公園駅前		13時30分～14時30分	12時55分(25分)	23	20	18	22	19	19	
13	浜寺元町5丁・地車庫前		14時50分～15時50分								
03	浜寺船尾会館内	水	13時30分～14時30分	12時55分(30分)	3	14	12	16	13	13	13
04	石津太神社 境内前		14時50分～15時50分		17	28	26	30	27	27	
14	中百舌島公園団地内 中央広場	木	10時00分～11時30分	9時25分(35分)	4	1	13	17	14	14	13
					18	15	27	31	28	28	
23	津久野小学校 正面玄関前	木	15時00分～16時00分	14時30分(20分)	4	1	13	17	14	14	11
					18	15		31	28		
24	サンヴァリエ津久野 集会所前	金	10時00分～11時00分	9時25分(30分)	5	2	14	18	1	1	12
11	北花田第一公園		13時30分～14時30分	12時55分(35分)	19		28		15	15	
18	府営 浅香山住宅8棟北		14時50分～15時50分				30				
10	浜寺三光会館(元・浜寺出張所)	土	10時00分～11時30分	9時25分(35分)	13*	10	8	12	9	9	11
16	辻之・かやのき公園前		13時30分～14時10分	12時55分(30分)	27	24	22	26	23	23	
17	深阪・八石公園		14時30分～15時30分								
28	大池公園	水	13時30分～14時10分	12時40分(50分)	10	7	5	9	6	6	12
7	福田地域会館		14時40分～15時40分		24	21	19	23	20	20	
05	ガーデンハウス鈴の宮第一住宅	木	13時30分～14時30分	12時50分(30分)	11	8	6	10	7	7	12
06	東陶器公園		15時00分～15時50分		25	22	20	24	21	21	
25	木育会館前	金	13時30分～14時10分	12時40分(40分)	12	9	7	11	8	8	12
26	上池公園(平尾)		14時20分～15時00分		26	23	21	25	22	22	
27	かいづか公園(さつき野)		15時20分～16時10分								
29	今井地区公民館	土	13時10分～13時50分	12時20分(40分)	6	3	1	5	2	2	12
30	丹上公園		14時10分～15時00分		20	17	15	19	16	16	
31	府営美原南余部住宅集会所前		15時20分～16時10分								
02	府営 戎島住宅内	日	10時20分～11時00分	9時45分(30分)	14	11	9	6	3	3	12
08	サンヴァリエ中百舌島		13時30分～14時20分	12時55分(35分)	28	25	23	20	17	17	
09	東初芝中央公園		14時40分～15時40分								

13* 10月13日(土)は、16辻之・かやのき公園前のみ祭礼のため巡回なし

堺市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、本市が保有する公有財産、物品等の資産及び市長が管理するその他の資産（上下水道局が保有する公有財産、物品等の資産及び上下水道局長が管理するその他の資産を除く。以下「市有資産」という。）を広告媒体として活用し、有料で広告掲載を行うことに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 土地、建物、印刷物、公用車、本市のホームページその他の広告掲載が可能な市有資産
- (2) 広告掲載 広告掲載料を徴収して、広告媒体に民間企業等の広告の掲載、掲出等を行うこと。
- (3) 局長等 堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）第1条に掲げる局及び室の長、堺市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（平成17年条例第57号）第3条に規定する区役所の長、消防局長、会計室長、議会事務局長、教育次長及び各行政委員会（教育委員会を除き、監査委員を含む。）の事務局長

(広告掲載の方法)

第3条 広告掲載を行う場合、次の事項をあらかじめ別に定める。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (3) 広告掲載料（予定価格を含む。）
- (4) 広告の募集方法及び選定方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行うに当たり必要な事項

(広告掲載の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題に関する主義主張を行っているもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 交通安全を阻害するおそれのあるもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (11) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として適当でないと市長が認めるもの

2 広告掲載に当たり、法令、条例等により市長その他の行政庁の許可を要する行為については、広告主において、広告掲載までに当該許可を得なければならない。

3 前2項に定めるもののほか、広告掲載の範囲に関する基準は、別に定める。

(審査機関)

第5条 広告掲載の可否を審査するため、堺市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長は、財政部長の職にある者を、委員は、広報課長、行革推進課長、財産活用課長、消費生活センター所長、人権推進課長及び子ども育成課長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、前項に定める委員のほか、広報媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長を会議に出席させ、あらかじめ所管課で作成した議案の説明を求め、その意見を聴くものとする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 委員長は、緊急の審議を要する議案について、委員会を招集する暇がないと認めるときは、持ち回り審議によって委員会の開催に代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財産活用課において行う。

(財政局長への実績報告)

第8条 局長等は、広告掲載料その他広告掲載に関する実績について、財政局長に報告するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

堺市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、堺市広告掲載要綱（平成24年4月27日市長決裁）に基づき、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現はそれにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 広告掲載の審査をする場合には、この基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(掲載をしない業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 風俗営業及び風俗営業類似の業種
- (2) ギャンブルに関する業種
- (3) 消費者金融に関する業種
- (4) たばこに関する業種
- (5) 債権取立て又は示談引き受けに関する業種
- (6) 占い及び運勢判断に関する業種
- (7) 興信所及び探偵事務所に係る業種
- (8) 法律に定めのない医業類似行為を行う事業者
- (9) 暴力団等の反社会的団体及びそれらの関連事業者
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生・更生手続中の事業者
- (11) 各種法令に違反している事業者
- (12) 行政機関から行政指導を受け、改善を行っていない事業者
- (13) 市税を滞納している事業者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市有資産に広告掲載をする業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 法律で禁止されている商品の販売やサービスの提供等を行うもの
 - イ 法令等に基づく許可等を要するにもかかわらず、許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤など規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの

- ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
- エ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- オ 社会的に不適切なもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの
 - イ 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの
 - エ プライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
 - ア 公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
 - イ 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題に関する主義主張を行っているもの
 - ア 個人又は団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
 - 単に個人の氏名又は法人その他の団体の名称を表示し、これを公衆に周知するもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
- (9) 交通安全を阻害するおそれのあるもの
 - 自動車等運転者の誤解を招くか又は注意力を散漫にするおそれのあるもの
- (10) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
 - キ 広告の内容が明確でないもの
 - ク 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度、適否を検討するものとする。
 - イ 暴力・犯罪を肯定し、又は助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

- オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (表示の基準)

第5条 広告の表示内容に関する共通の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 広告であることを明示すること。
- (2) 広告内容に係る関係法令及び業種ごとの広告表示基準等の自主規制を遵守すること。
- (3) 広告主の法人格及び法人名（法人格を有しない団体の場合は代表者名）を明記すること。
- (4) その他の表示の基準
 - ア 割引価格 対象となる元の価格の根拠を明示すること。
 - イ 比較広告
主張する内容が客観的に実証されていること。
 - ウ 無料で参加・体験できるもの
追加費用等が必要になる場合があるときは、その旨を明示すること。
 - エ 肖像権・著作権
権利者の使用許可を得ていること。

(ホームページに関する基準)

第6条 広告主のホームページにリンクをする広告(バナー広告等)に関しては、バナー広告等が直接リンクするページの内容についても、この基準を適用する。

(広告主等への確認)

第7条 各業種や商品・サービスについて、法令等に基づく必要な許可・免許等(以下「許可等」という。)の有無、業界団体等への加盟状況及び広告表示関連法令等の違反の有無等の不明な点があるときは、広告主又は広告を取扱う広告代理店に確認をするものとする。

2 前項の規定による許可等の確認は、許可等の年月日、許可番号、有効期限及び内容・範囲等について行うものとし、必要に応じて許可証等の提示を求めることとする。

(広告媒体ごとの基準)

第8条 市長等は、この基準に定めるもののほか、広告内容及びデザイン等について広告媒体の性質に応じた個別の基準が必要なときは、合理的な範囲で別途基準を定めることができる。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が本市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が第3条に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 本市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(委任)

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この基準は平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

公募に関するお問い合わせ先

堺市 教育委員会事務局 中央図書館 総務課 企画情報係

〒590-0801 堺市堺区大仙中町18-1

電話番号 072-244-3811

FAX 番号 072-244-3321

ホームページアドレス <http://www.lib-sakai.lg.jp>

メールアドレス chuuouto@city.sakai.lg.jp